

加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売の実施について

(平成20年5月分)

1 実施日 平成20年4月16日(水)

2 販売予定米穀 (単位:トン)

	産地国	種 類		17年度	18年度	19年度
う る ち	米国産	うるち玄米	袋	-	300	-
			フレコン	-	500	-
		うるち精米	袋	1,000	1,000	1,000
			フレコン	1,000	1,000	-
		うるち砕精米	フレコン	-	-	500
		うるち破碎精米	-	10,000	5,000	5,000
	豪州産	うるち玄米	袋	-	400	-
		うるち精米	袋	-	1,000	-
		うるち破碎精米	-	-	5,000	-
	タイ産	うるち精米長粒種	袋	5,000	5,000	5,000
			フレコン	2,000	5,000	5,000
		うるち砕精米A1ｽ-ﾊﾞｰ	袋	5,000	5,000	1,000
			フレコン	5,000	2,500	1,000
	ベトナム産	15%うるち精米長粒種	袋	5,000	5,000	-
25%相当うるち精米長粒種		袋	-	5,000	-	
合 計				34,000	41,700	18,500

注 年度は、政府が輸入業者との間でミニマム・アクセス米の売買契約を締結した日の属する会計年度である。

ベトナム産25%相当うるち精米長粒種の品位は、「農産物規格規程の第二の二の(三)の八の(リ)」の3等以上(ただし、異物における種子の混入(15粒)及び小砕粒の混入(0.5%)の項目は除き(なお、今回提示している5,000トンの検収結果は0.2%~0.7%である)、被害粒の混入限度計は4%以下、うち着色粒の混入限度は2.0%以下、赤条粒の混入限度は7%以下、白墨質粒の混入限度は10%以下、大砕粒の混入限度は40%以下及び他銘柄粒の混入限度は20%以下)であり、販売の取扱いは砕精米に準ずるものとする。